

## 介護保険報酬等の改正についての質問と回答（その13）

1 通所系サービスにおける人員基準欠員減算について、通所介護の看護職員については平成18年4月改定関係Q&A（vol. 5）にて具体的な計算方法が示されているが、それ以外の職種にかかる計算方法はどのようにすべきか。

（答）

通所系サービスにおける人員基準欠員減算については、介護予防サービスが月額報酬となったことから、減算についても月単位での減算を行う取り扱いとなったが、その具体的な計算方法は平成18年4月改定関係Q&A（vol. 5）で示された通所介護の看護職員についての欠員の計算方法を準用し、以下の計算式を満たせない場合には翌月分の報酬を減算することとします。

●通所介護の介護職員、通所リハビリテーションの看護職員及び介護職員  
サービス提供日に配置された延べ人数  $\geq$  当月において基準上必要とされて（提供時間帯ベースで換算した数（注）） いる職員数  $\times 0.9$

（注）提供時間帯ベースで換算した数とは、提供時間帯を通じていた職員の数に換算すると何人になるのかということです。例えばサービス提供時間が7時間の事業所で3時間30分従事する人がいれば、それは2人で1人と換算するようになります。

●通所リハビリテーションの医師  
 $\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} \geq 0.9$

（注）勤務日において、公務による出張等で医師が終日不在であっても、随時連絡がとれる体制を整えている場合には、サービス提供日に配置された延べ人数に含めることとします。

なお、判断に迷う事例については、個別にご照会下さい。

●通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士  
 $\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} \geq 0.9$

（注）サービス提供日に配置された延べ人数とは、通所リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に配置された延べ人数をいいます。

なお、基準上必要とされている従業員が欠けている状態でサービスを提供することは本来不適切であり、減算に該当しない場合であっても欠員の状態が恒常的に発生しているようであれば、指導等の対象となります。